

高知くらしの護身術

326

LPガス

販売店で料金異なる

(2014年6月24日掲載原稿)

家庭内で使用するガスには「都市ガス」と「LPガス」があります。今回は、LPガスの相談事例と対処法についてご紹介します。

「LPガスの料金が自由だと知らなかった。近所と比べると高い」「適正な価格で販売している事業者を教えて欲しい」「販売店を変更するため、契約をやめたいと伝えたら配管費用を請求された」という苦情やご相談があります。

LPガスは公共料金のような認可料金制度ではなく、料金を自由に設定できる自由料金制度となっています。主な料金制度として、「二部料金制」と「三部料金制」があります。

「二部料金制」は基本料金（固定料金）＋従量料金（使用料に応じて変動）。「三部料金制」とは「二部料金制」に設備利用など（固定料金）を加えたものです。

販売店によって料金は異なりますが、地域の平均的な料金を「石油情報センター」が公表しています。参考にしてください。

また、契約変更を含め、トラブルが起きた場合にはまず契約書などを確認してください。LPガスの取引を始める際には「液化石油ガス法第14条」によって、販売店は取引方法などを記載した14条書面を交付することになっています。

契約書や14条書面などにより、ガス配管が販売店の所有であれば、配管費用を清算する必要があると考えられます。14条書面を確認しておく、交渉がスムーズです。

「契約はかなり前のことなので、書面が手元になり」という場合は、販売店にお問い合わせください。

なお、訪問販売での契約であればクーリングオフできる可能性もあります。

「おかしい」「何か変」「契約をやめたい」などの場合は、消費生活センターにご相談ください。